

府 監 第 1093号
平成29年 4月26日

請 求 人 様

大阪府監査委員	大 西 寛 文
同	山 本 浩 二
同	岸 本 佳 浩
同	森 田 秀 朗
同	土 井 達 也

住民監査請求について（通知）

平成29年3月28日にあなたから提出のあった請求については、下記のとおり却下します。

記

第1 請求の要旨

住民監査請求書及び事実証明書の内容から、請求の要旨をおおむね次のとおりと解した。

1 違法・不当な財産管理を怠る事実

府道伊丹豊中線と阪急宝塚線が交差する交差点の南西角から北西角に伸びる横断歩道に設置されている音響式信号機（以下「音響式信号機」という。）に瑕疵があるにもかかわらず、大阪府知事、大阪府警察本部長は、長期間放置している。

2 理由

音響式信号機のボタンを押し、信号が青信号に変わっても音響が鳴らない。

平成25年秋頃、大阪府警察に問い合わせたところ、近隣住民からの苦情により音響を停止しているとのことであった。しかし、大阪府警察は、いつ頃から停止し、誰からの苦情で音響を停止したか把握していないし、事後の聞き取りも行っていない。

また、音響式信号機の音響を停止するのではなく、音響のボリュームを下げるという対応もとれるのにそれをとらず、音響式信号機の機能を全廃止し、音響式信号機という財産が本来的効用を發揮できない状態のまま放置している。これは、財産の不当な管理である。

思うに、音響式信号機の音響の役割は二つある、一つは、横断する視覚障害者に信号が青に変化したことを知らせる役割（青変化告知役割）、もう一つは、横

断する視覚障害者が、横断歩道始点から終点まで、方向を間違えることなく横断させる役割（方向指示役割）である。

音響式信号機の音響の音が大きいことが必要なのは、後者の方向指示役割のためである。

前者の青変化告知役割を果たすためには、大音量の音響は必要ない。

大阪府知事、大阪府警察本部長は、少なくとも音響式信号機の音響を全廃止するのではなく、ボリュームを下げるという処置をとるべきであるが、それをしていない。

3 求める措置

監査委員は、大阪府知事、大阪府警察本部長に対し、次の措置を講ずるよう、勧告することを求める。

音響式信号機の音響が鳴るようにせよ。

少なくとも、音響式信号機の音響を、スピーカー直下の押しボタン押下者に聞こえる程度の小さい音量で鳴るようにせよ。

第2 地方自治法第242条第1項の要件に係る判断

- 1 地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項は、普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員について、違法若しくは不当な財務会計上の行為又は怠る事実があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対して監査を求め、必要な措置を講ずべきことを請求することができる旨規定している。

そして、同項の規定による住民監査請求の対象となる財産管理行為は、当該財産の財産的価値に着目し、その価値の維持、保全を図る財務的処理を直接の目的とする財務会計上の行為をいうものとされている（最高裁判所第一小法廷平成2年4月12日判決参照）。

- 2 道路交通法（昭和35年法律第105号）第4条第1項は、都道府県公安委員会は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、又は交通公害その他の道路の交通に起因する障害を防止するため必要があると認めるときは、信号機等を設置し、及び管理して、交通整理、歩行者又は車両等の通行の禁止その他の道路における交通の規制をすることができる旨規定している。

音響式信号機の音響の出力については、同項の規定による公安委員会の交通規制に関する行政上の見地から行われるものであり、当該財産の財産的価値に着目し、その価値の維持、保全を図る財務的処理を直接の目的とする財務会計上の行為に当たらず、本件請求の対象は財産の管理を怠る事実には該当しない。

第3 結論

以上のとおり、本件請求は、地方自治法第242条第1項の要件を満たさない請求であるから却下する。